

## 森林・林業基本問題検討委員会の議論内容と課題 — 抜本改革なき抜本改革 —

○柿澤宏昭（北大農）

はじめに

森林・林業再生プランの具体的検討のために設置された五つの委員会の中で、森林・林業基本問題検討委員会は森林計画など制度的な側面を中心に検討及び方向性の取りまとめを行った。本発表では、この検討委員会に参加した発表者の立場から議論内容を紹介するとともに、どのようなプラン検討でどのような成果があがり、何が課題として残されたのかについて議論することとしたい。

結果と考察

委員会の課題の一つは持続的な森林管理を支える仕組みの構築であったが、結論から言えば大きな変革はできなかった。森林計画・施業規制に関わっては森林計画制度・保安林制度の抜本改革は時間的にも技術的にも困難であったほか、私的所有権が強固に保護された日本での施業規制の展開がきわめて困難であった。また市町村への分権化によって森林行政の執行体制や専門性が脆弱となっている課題についても、分権化の流れの中で再構築を図ることはできなかった。以上の点で森林法体系の改革については抜本改革とはほど遠いものとなった。こうした中で、新たなゾーニングを含めてマスタープランの位置づけを与えられた市町村森林整備計画、所有と利用の分離を意識した森林経営計画制度に上述の課題達成の成否がかかっている。

この可能性を現実化するのには、本プラン検討でのもう一つの大きな課題であった人材育成である。これまでの林政改革が地域森林行政レベルまでも含めた総合的な人材育成というソフト政策にほとんど焦点を当ててこなかったなかで、これに焦点を当てたことが、本プランを最も特徴づけているといえるかもしれない。多くの欧州諸国がもっているような体系的かつ実効性のある施業コントロールの制度を構築できないがゆえに、これら諸国よりより高度な能力を持った人材が必要とされている。森林政策・計画から現場作業までそれぞれのレベルごとの人材の育成と、これら人材をつなぐネットワーク・相互連携の形成が今日の最大の課題といえよう。

筆者はこれまで森林ガバナンスの構築の重要性を主張してきたが、多様な専門家の連携によるガバナンス構築こそがまず求められており、この構築なしには再生プランの実行は不可能である。そしてこれらガバナンスの構築により、より抜本的な改革への道を開くことが期待される。

キーワード：森林・林業再生プラン、森林法、地方分権、フォレスター

(連絡先：柿澤宏昭 kaki@for.agr.hokudai.ac.jp)